

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2016年6月28日 第86号
TEL 592-5000 fax 571-4346
803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

市民の力で、参議院選勝利へ

9条の会北九州憲法ネット
代表世話人 荒牧啓一

今年の夏は猛暑とのことです。予想される猛暑の7月10日(日曜日)にこの国の行く末を決める参議院選挙が行われます。でも、選択肢は単純明快です。「平和」か「戦争」です。

【安保法制関連法-戦争法とは】

戦後70年、平和憲法の下で、曲がりなりにも直接戦争や戦闘行為に関わらなかった日本国と私たち国民が、危険な瀬戸際に追い込まれています。このままでは、数年後に、国民の中から戦死者が出る、国民が外国の子供たちを殺す、という忌まわしい事態も不可避です。この事態の原因は、安倍内閣が昨年9月19日に成立させ、今年の3月29日に施行されるに至った安保法制関連法です。いわゆる戦争法です。

戦争法は、「平和安全法制整備法」及び「国際平和法」などの一連の法律です。自民党政府が、従来から一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権(他国の戦争に加担する権利)の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し、また、武力を行使する他国に対する支援活動をいわゆる「非戦闘地域」などに限るなどとしてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中どこでも、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」などとして広く認めるものです。

しかし、上記のような実力の行使は、「戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した」憲法9条に明らかに違反するものです。憲法9条の改正なくしてできるものではありません。

【安倍首相の争点隠し】

安倍首相は、最大の政治目標は憲法の改正(特に9条)であるのは、周知の事実です。

今年の通常国会では、「(憲法改正は)私の在任中



に成し遂げたい。」「参院選でも訴えていきたい。」と強い意欲を示してきました。

ところが、安倍首相は、今回の参議院選挙の最大の争点は「アベノミクス」と「消費税10%増税の延期」だと宣伝しています。

安倍首相は、これまで世論が割れる政策については選挙の際には多くを語らず、選挙で勝てば一転、「信任を得た」とばかりに突き進む方法をとってきました。特定秘密保護法、(13年12月)、集団的自衛権行使容認の閣議決定(14年7月)、安全保障法関連法の制定(15年9月)です。

今回も、「アベノミクス」一本やりの選挙戦を展開し、自公両党(及び大阪維新、新党改革、日本の心)で3分の2の議席を獲得すれば、憲法改正についても国民の信任を得たとして安倍改憲をやりかねません。

今回の参議院選挙は、改憲を許すのか、戦争法を廃止し憲法を守り、平和を維持するのかが大争点です。

【市民の力で野党の勝利を】

ところで、私たちは勝てるのか？勝利の展望はあるのでしょうか？

戦争法の反対運動の輪は、中高年、青年、女性、ママたち、高校生と広まり、昨年8月30日には国会前に10数万人の人たちが集まりました。全国でも、100万人を超える人たちが集会やデモに参加しています。9月19日以降も運動は、粘り強く続き、今年2月19日には政治上初めての野党5党(当時)による野党共闘の成立に至りました。「戦争法廃止、立憲主義の回復、安倍政権打倒」を共通の旗印として。

そして、現在、参議院選挙の勝敗を左右する32の一人区すべてにおいて、上記の「戦争法廃止、立憲主義の回復、安倍政権打倒」を共通の旗印として野党統一候補が実現しています。そして、さらに、戦争法以外の問題でも、野党党首会談や「市民連合」との政策協定の調印を踏まえ、暮らしや民主主義、憲法など国政の様々な分野にわたって「共通政策」を豊かに発展させているようです。安倍首相の、「野合」批判を実践で跳ね返しています。

また、総がかり行動実行委員会の呼びかけた「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」は、6月1日閉会した国会には1291万4852人分が提出されました。同じ趣旨の他の団体の請願が約30

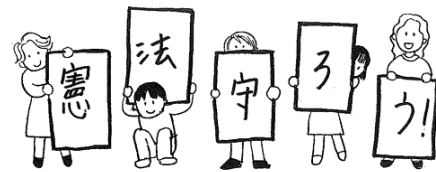
万人分あり、これを合わせると署名数は1300万人を超えました。

さらに、一時期、大日本帝国憲法の復元・改正を繰り返し唱えてきた「生長の家」が、安倍首相の政治姿勢に対して明確な「反対」の意思を表明するために、「与党とその候補者を支持しない」ことを6月8日、教団本部の方針として決定し、全国の会員・信徒に周知することにしました。その理由は、安倍政権は民主政治の根幹をなす立憲主義を軽視し、福島第一原発事故の惨禍を省みずに原発再稼働を強行し、海外に向かっては緊張を高め、原発の技術輸出に注力するなど、私たちの信仰や信念と相容れない政策や政治運営を行ってきたからということのようです。

安倍政権の暴走を食い止めようとする市民の運動の輪は広がっています。

私たちは、今こそ、憲法9条を維持・発展させるため頑張ってきた9条の会の運動に自信と確信を持ち、子供たち、孫たちに平和な日本をバトンタッチするために頑張ろう！

以上



安倍明文改憲の狙いと背景を浮き彫りに 九条の会事務局が学習会

九条の会事務局は5月27日、「戦争法の廃止をめざして—立憲主義の回復か安倍改憲か」と題した学習会を開催しました。以下は、渡辺治・一橋大学名誉教授の講演の要旨です。(九条の会ニュース 2016年6月1日第240号から)

戦争法廃止が -安倍改憲のねらいと矛盾

一橋大学名誉教授 渡辺治

はじめに

戦後70年の間、日本は自ら侵略戦争にまきこまれたり侵略戦争をしたりする事態は避けてきたが、これを大きく転換する戦争法制定が昨年安倍政権によって強行された。しかしこの安倍政権の暴挙に国民の反対運動が高まり、戦争法は強行されたがその発動はいまだできていない。参院選もある今年は戦争法発動をめぐって正念場を迎えた。

ところが、参議院選挙で勝利することをのぞむならば、戦争法の問題にはふれず経済と国民生活の問題で参議院選挙を突破すると考えるのがふつうだが、安倍首相は通常国会の施政方針演説で、9条2項の明文改憲を訴えた。いまなぜ改憲発言か、ここに安倍改憲のねらいを解く鍵がある。

他方、戦争法の強行採決後、その廃止の運動が盛り上がり、12月には市民連合ができ、10月に

は総がかり実行委員会が戦争法廃止の 2000 万署名を打ち出した。今年 2 月 19 日には 5 野党の参議院選挙での共闘を含めて戦争法廃止の共同が合意された。

文字どおり参院選にむけて戦争法の廃止か安倍改憲かが大きな対決軸になっている。

1 安倍首相の明文改憲発言の意図

(1) まず、安倍首相はこの時期に明文改憲発言をしたのは、なぜか、を検討する。戦争法を強行採決した勢いで明文改憲までという安倍の自信のあらわれなのかどうかという疑問だ。

今年 2 月 3 日の衆議院予算委員会で稲田朋美・自民党政調会長の質問に答えての安倍発言には 2 つの特徴がある。ひとつは、安倍の発言は、安倍の改憲への思いがほとぼしり出たというものではなく、最初からこのことを言いたくて稲田に質問させた、意図的なものであったことである。

もう一つは安倍は本体である 9 条 2 項の改憲が必要と述べていることだ。これまでは 9 条を先にすると国民の大きな反対運動がおこるので「お試し改憲で」というようなことを言っていたが、今回は 9 条 2 項本体で改憲を訴えている。安倍改憲発言は、安倍の過信のあらわれではなく、戦争法を強行した結果として出てきた焦りといらだちのあらわれではないか。

安倍政権の戦争法にこめたねらいを改めて振り返ってみると、9 条の政府解釈でつくられた自衛隊が海外でアメリカの戦争に加担することへのガンジガラメの制約を突破する、そしてアメリカの戦争にあらゆる形で加担する体制をつくことにあった。

憲法 9 条とその政府の解釈は、自衛隊の海外行動に大きな制約となってきた。そのため憲法を改悪して軍隊をもち自衛権を行使するという明文改憲の試みが自民党によって何度もおこなわれたが、達成できなかった。とくに 60 年安保闘争で岸内閣が倒れるなかで明文改憲を封印せざるをえなかった。そのため、自民党は憲法 9 条 2 項のもとで、自衛隊の維持をはからねばならなくなり、「自衛隊は憲法 9 条が禁止する「戦力」ではなく、自衛のための「必要最小限度の実力」だ」という辻褃合わせの「解釈」で乗り切ろうとした。

しかし野党や市民は、こうした解釈にたいして自衛隊違憲論で立ち向かった。その追及をかわすため、政府は 2 つの大きな制約を自ら自衛隊に課

さざるをえなかった。

1 つは、自衛隊は侵略されたらそれを撃退するため個別的自衛権はあるがアメリカの戦争に加担する集団的自衛権は認めないということ。もう 1 つは、自衛隊がたとえ「後方支援」であってもアメリカの武力行使との一体化は 9 条 1 項で禁止している武力行使であり認めないということだ。

しかし、これはアメリカの戦争への全面加担の大きな制約になった。戦争法はこの 2 つの制約を取り払うものであった。

(2) しかし、それでは戦争法に反対する大きな運動にもかかわらず、憲法に大穴があき、憲法は死んでしまったのか、ということそうではない。ここに安倍政権が戦争法の強行にもかかわらず明文改憲を主張しなければならない大きな理由がある。

私たちの運動は 3 つの大きな憲法上の障害を安倍政権は思い知らせられた。

①第 1 は、戦争法の強行と反対運動の対峙のなかであらためて安倍政権は憲法 9 条 1 項、2 項があることによって、この戦争法はどんなに大きな困難を抱えているか、戦争法は強行しても、なおイバラの道をあゆまざるをえないことを自覚させられた。

その象徴的な例は 6 月 4 日に 3 人の憲法学者が戦争法は違憲と証言したことを機に運動が爆発的に拡大したことだ。この 3 人は、政府の解釈にもとづいて自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」で合憲という立場にたった人たちだが、戦争法はその政府の解釈をもじゅうりんする憲法違反のものと発言した。これが市民の共感を呼んだ。これは憲法 9 条は自衛隊が海外で戦争することを認めていないという見方が依然として強く国民の中に貫徹しているかことを証明するものだ。安倍は、憲法 9 条は死んでいない、戦争法施行の大きなトゲになっていることを自覚せざるをえなかった。

また戦争法は強行採決したが、戦争法廃止の運動はさらに盛りあがっている。そうすると戦争法は施行されたが、実際にこれを発動して南スーダンの国連 PKO に駆け付け警護で参加する、あるいはシリアの IS に対する空爆の後方支援でアメリカ軍を助ける、そういう行動をしようとした場合に、確実にまた大きな泥沼がやってくる。

たとえば戦争法に対するさまざまな違憲訴訟も

さらに全国でおこってくることになる。いままであれば門前払いの危険性が非常に高かったが、今回はまったく状況が違う。たとえば何人もの内閣法制局長経験者が戦争法は違憲と判断し、最高裁の元長官、元判事も戦争法違憲の発言をする。こういった状況が裁判官のまわりをとりかこんでいる。裁判官も真空のなかで生きているわけではない。裁判所がどのような判断をくだすかわからない。

つまり憲法9条がある限り、解釈改憲でおこなった戦争の発動は、これからも無人の野をいくようなわけにはいかないということを安倍は自覚せざるをえなかった。

② 2番目。にもかかわらず安倍政権は戦争法の発動の準備をすすめている。米軍との共同司令部を含めたさまざまな形で新ガイドラインを実行する体制に入っている。

その結果、南スーダン PKO や IS 攻撃に対する後方支援においても、いままでの自衛隊とはまったく違った状況がうまれる。それは直接の武力行使はしないというが、今まで自衛隊ができなかった戦闘地域に行くことも、弾薬の提供も含めた後方支援もできるようになる。実際にアメリカの戦争、あるいは国連の新たな形での戦闘に巻き込まれることは 100% まちがいない。殺されかけたときにそれに反撃する、まさに殺し、殺される関係が確実にうまれる。

軍法でいわれている「敵前逃亡」とか「抗命」という事態も確実におこってくる。62年の間、一度も人殺しのために銃を撃ったことはない自衛隊員が戦場で銃をもって反撃することを求められたとき、自衛隊員のなかには命令を受けて敵を殺すことが出来ない状況、さまざまな精神的な困難を抱える状況がうまれる。そうしたときには軍法と軍法会議において、その場において即決で軍の規律を維持しなければ、軍の戦闘行動を維持することはできない。戦前の日本を見ても、日露戦争では敵前逃亡は銃殺だった。そのような軍法会議をいまの日本でつくれば戦争法を上まわる運動がおこるし、それ自身がまた違憲の法律となる。

戦争をしないことを予定してつくられている憲法のもとで戦争法を発動すれば、9条だけでなく憲法全体が立ちがたってくる。この憲法を変えなければならない。

③、そういう困難を押し切って戦争法を発動し

ても、アメリカやフランス等と同じように戦争する国にはなれないことだ。

戦争法制定に向けた閣議決定と戦争法審議の過程で、安倍政権は大きな譲歩と「後退」を余儀なくされた。

もともと第2次安倍政権ではアメリカの戦争に全面的に解釈改憲という手法で加担するために安保法制懇をつくったが、当初ねらったのは、安保法制懇を通じ、集団的自衛権の行使や、国連の集団安全保障のもとでの多国籍軍参加、米軍の軍事情動と一体化している後方支援などの禁止といった自衛隊の海外での活動の制約を全面的にひっくり返すことだった。そこで、自衛のためなら軍隊も持てるという「芦田解釈」を使って、自衛のため、制裁のためなら集団的自衛権もできるし、国連の多国籍軍にも参加できるとしたかった。

ところが安保法制懇の報告をうけて閣議決定を行い、戦争法案を出すという過程のなかで、安倍政権は大きな後退を余儀なくされた。それは公明党と内閣法制局の合意を得ることが必要だったからで、そうなれば「芦田解釈」を認めることはできない。限定的な集団的自衛権ということはいわざるをえなかったし、国連の集団安全保障への参加や武力行使との一体化そのものを全部認めるということもできなかった。閣議決定や戦争法そのものが、もともとの安倍の目標を 100% 満たすものではなかった。

たとえば日本の存立を脅かす場合に限って日本はアメリカの戦争に加担できるといった。しかし日本の判断を脅かすかどうかは政府の判断によるという大きな危険性はあるが、日本の安全と関係ないアメリカの戦争すべてに参加することはできない。たとえばシリアの空爆にアメリカといっしょに参加すること、これはできない。

もちろん私たちが追及しなければこれらをも突破していくことになる、しかし大きな憲法擁護運動のもとではなお憲法は生きている。憲法9条2項を取り払うことなしに、泥沼の道を永遠につづけなければならない。そのため安倍政権はあらためて9条2項撤廃をいわざるをえなかった。

2、9条2項と緊急事態規定の2本立て

9条2項が本命だが、同時に「戦争する国づくり」にとって、緊急事態権の導入も単純な「お試し改憲」ではなくて、それ自体が戦争する国を作る為には不可欠なものとなっている。安倍は9条

2項の改憲と緊急事態規定を一体として考えている。

(1) 9条改憲だが、これは1950年代からの長い改憲の歴史の最初から出てきた。これこそ、日本の支配層とアメリカの執念の産物だ。しかし、その9条改憲論も時代の流れのなかで、その重点と中味が違ってきている。

いちばん古いものとしては、中曽根康弘の「自主憲法のための改正要綱試案」(1955年)がある。この時代の改憲論はいまのものと非常に違い、9条2項を削除して軍隊を保持できるようにしている。日本の軍隊を再建することに焦点があわされており、その指揮権は天皇ではなく、国会の授権にもとづいた内閣総理大臣ということになっている。

60年安保闘争でこうした明文改憲が挫折して以降、80年代末までの改憲案は、とにかく自衛隊を憲法上認めさせようという消極的なものであった。「自民党憲法調査会稲葉試案」(1972年)と「自主憲法期成議員同盟・第1次憲法改正試案」(1981年)の2つがある。この時期の改憲案は極めて弁解気味で、いずれも今の自衛隊の現状を認めるという考えを示している。

ところが90年代以降の第3期に入ると、改憲論は大きく異り、西部遇案(1990年)、小林節案(1992年)、読売新聞憲法改正試案(第1次・1994年、第2次・2004年)、小沢一郎案(1999年)、自民党新憲法案(2005年)、自民党日本国憲法改正草案(2004年)の全ての案は自衛軍の規定とともに自衛隊の海外派兵規定をいれるものとなった。当初は、国連の旗の下での「集団安全保障」や多国籍軍が想定されていたが、アメリカが、国連でなく、単独や有志連合で戦争するようになると、集団的自衛権を認めようという規定が変わった。ただし、海外での戦争に警戒する国民意識を顧慮して「集団的自衛権」を明言する案は少なく、「国際社会の平和と安全を確保するため国際的に協調しておこなわれる活動」に参加するといった形をとる案が多い。

安倍が改憲するとすれば、自衛軍の規定と海外派兵を正当化する規定の2本立てになる。自衛軍の規定を入れるのは、自衛隊は憲法9条2項が禁止する戦力ではないという規定によってさまざまな障害が出てきているので、これを突破する意味でいれる。しかし集団的自衛権という言葉は国民

の大きな反発があるのでこれを使わない。

(2) 緊急事態規定については、日本国憲法にこれが入らなかった理由を言いたい。

明治憲法は世界の近代憲法のなかでも、「緊急事態規定の王国」ということができるほど、緊急事態条項が4つあり、参考にした19世紀ドイツやラントの憲法の緊急事態条項を全部取り込んでいる。

そのなかで実際に使われたのは第8条緊急命令権で「天皇は、公共の安全を保持し又はその災厄を避くるため緊急の必要により帝国議会閉会の場合において法律に代わるべき勅令を発す」と、「緊急の必要」を理由に政府は国会を乗り越えて人民の自由や権利を抑圧することができた。第70条では、緊急事態には財政上の処分をさる。第14条では戒厳令。たとえば戦闘に巻き込まれそうな戒厳地域では軍司令官が独裁的に暴動を鎮圧したり、敵国からの攻撃に防御措置をとる。31条では、それらを全部でも足りない場合はすべての明治憲法を天皇が停止することができるとしている。強力なカードを4枚もっていた。

第8条は戦前の明治憲法体制のもとで明治大正期だけで70回発動されている。最も多いのは、戦時や政府の危機に際して、議会の承認なく、言論の統制、検閲をできるような体制をつくるときに発動された。日露戦争講和時の日比谷焼き討ち事件、関東大震災の時などだ。

あるいは、議会で否決された悪法を緊急勅令で通すことも行われた。1928年の治安維持法の「改正」—共産党の指導者は死刑、共産党の目的遂行のために共産党員に何らかの便宜をはかった者は、本人が知らなくてやっても目的遂行罪として懲役2年以上にする、という「改正」案は議会の反対で通らなかった。ところが議会終了後、政府は「改正」案そっくり法律を緊急勅令で通してしまった。

つまり当時の緊急勅令の体制というのは、日本の政治のなかで内閣が議会の議論にかけたくない問題は、この緊急勅令を発動した。そういう意味ではまさに立憲主義を破壊する政治のための便利な道具としてこれが使われた。それが政党政治を無視し議会を無視して日本を戦争に引っぱっていく大きな道具のひとつとなったから、戦後の憲法改正草案は、どんな保守的な憲法改正草案も緊急勅令規定をいれなかった。

ところが50年代からの改憲案には緊急事態条

項が復活している。国会を抜きに、緊急のためという理由で人民を弾圧できるような規定があったから戦前保守政治は安定したのだというので再登場した。たとえば 1954 年の自由党憲法調査会の改憲案がある。

しかし 60 年代から 80 年代の改憲案には緊急事態の規定はない。日本の国民のなかに戦前の記憶を思い起させるような規定を入れたら改憲は出来ないとえたからだろう。

それが 90 年代には自衛隊を海外派兵させる規定の登場と軌を一にして復活したことが注目される。2011 年の 3・11 東北大震災後のすべての改憲案には緊急事態規定が入る。緊急事態規定は戦争体制づくりと同時に、「お試し改憲」としても便利な口実になるということも加わった結果だ。

それからもう一つ大きな特徴は最近の緊急事態規定のなかで、あらためて緊急事態に際しては内閣は国会を通さずに政令を出すことができるという規定を入れている。ここが今回の緊急事態規定の非常に大きなねらいだと思う。

3、安倍改憲の弱点と私たちのたたかい

安倍政権の明文改憲案は切実に憲法の束縛を何としても打破しなければならないという非常強い衝動といらだちのもとで出されている。しかしそれだけに安倍の明文改憲には、私たち国民の大きな運動を背景とした大きな障害物がある。だから安倍改憲を実行するにはいくつかの弱点があるこ

とを簡単に指摘しておきたい。

1 つは安倍改憲には国民運動的な基盤がないこと。たしかに日本会議や美しい憲法をつくる国民の会などが、いま九条の会に対抗して地方議会と国民をどのように動員するかの運動をしているが、うまくいっていない。公明党を動員しようとしているが、これも 9 条の改憲にはなかなか「うん」といわない。

第 2 に、改憲をおこなうために不可欠な改憲大連合が、戦争法廃止の共闘ができていないことによってできていない。

この 2 つを突破して安倍改憲をめざさなければならない。

改めて強調したい。安倍改憲は安倍政権が戦争法を強行した自信のうえ日本の戦争する国づくりを完成するためにおこなおうとしている攻勢ではない。むしろ戦争法の強行にもかかわらず憲法がなお依然として大きな障害として彼らの前に立ちはだかっている。これを何とかしたいという苛立ちと焦りのもとにおこなわれている。

私たちが安倍改憲を封殺する道はただ一つ、それは戦争法廃止の共同で戦争法を廃止すること。戦争法廃止の運動が盛り上がっている限り、改憲大連合もできなければ、戦争法の発動もできない。戦争法廃止の運動を大きく盛り上げることによって安倍改憲をつぶしていくことがこれからの私たちの運動の対決点になっている。

カンパありがとうございます。そして、お願い!

「9 条の会・北九州憲法ネット」は会費をとらず、皆さんからのカンパのみで運営しています。カンパにご協力いただける方は下記の郵便振替口座までお願い致します。
振替番号：01700-8-115768 名 義：「九条の会・北九州憲法ネット」

5 月 佐多道人 上西創造 小川由美 6 月 高木巳安子 内田津名夫 織田博吉 佐野宏美 松川英俊 川辺希和子 川原巍誠 勝野禎二 有馬正夫 高野和夫 小沢和秋 山田成夫 小田恭司 森田禮三 高智彦 樋口コスエ 横井和江 一ノ瀬和世 野瀬秀洋 竹中労 阿部陽子 浜野静子 八記久美子 三崎英二 **メッセージ** ●いつもの少しで、申し訳ありません。5/26 Y. O ●立憲主義を守るためにガンバリましょう。微力ながらかんばします。6/3 H. S ●ニュースいつもありがとうございます。粘り強い発信で励まされます。6/3 K. K ●カンパ 6/3 T. K ●オバマ大統領の広島訪問は意義深いものがあると思います。世界中の人々に原爆の悲惨さを知ってほしいです。6/6 M. A ●がんばって下さい。いつもありがとう。6/6 K. T ●会費のつもりです。よろしく。6/6 K. O ●カンパ 6/7 R. M ●カンパとして 6/7 T. K

